

昭和四十三年政令第二百四十九号

消費者政策会議令

内閣は、消費者保護基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長）

第一条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第二条 消費者政策会議の庶務は、消費者庁消費者政策課において処理する。

（雑則）

第三条 前二条に定めるもののほか、議事の手続その他消費者政策会議の運営に関し必要な事項は、会長が消費者政策会議に諮つて定める。

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十九年六月二日政令第二〇一号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （平成二年六月七日政令第三〇三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一六年六月二日政令第一八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二一年八月一四日政令第二二七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年六月二九日政令第一八四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。